

報告第3号

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する 評価について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第5項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、別添のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学の令和4年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第6項の規定により、これを本議会に報告する。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治